

◎新潟県告示第1296号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成30年12月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成30年12月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社モリケン 代表取締役 森 維舎夫
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市東区豊2-2-36
- 4 許可番号 新潟県知事（般-28）第022975号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 平成30年12月22日から平成30年12月28日までの7日間
- 6 処分の原因となった事実

株式会社モリケンの元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成24年9月21日から平成25年9月20日まで、平成25年9月21日から平成26年9月20日まで及び平成26年9月21日から平成27年9月20日までの各事業年度において、虚偽の法人税確定申告をし、そのまま法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、正規法人税額と前記申告額との差額を免れたものとして、平成30年10月1日に新潟地方裁判所において、法人税法違反により、元代表取締役は懲役1年（執行猶予3年）、同社は罰金1,900万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。